

# 宮崎県卸売市場整備計画

(第9次)

平成23年7月

宮 崎 県



## はじめに

卸売市場は、生鮮食料品等の安定供給を確保する上で大変重要な役割を担っており、産地と消費地を結ぶ流通拠点として欠かすことのできない基幹的なインフラである。

このため、県では、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条の規定に基づき、県内における生鮮食料品等の流通事情に応じて、卸売市場の適正な配置や設備等の近代化、業務運営の合理化等を内容とする卸売市場整備計画を、第1次（昭和47年公表）から第8次（平成17年公表）までおおむね5年ごとに定め、その推進により生鮮食料品等の市場流通の円滑化を図ってきたところである。

しかしながら、近年の卸売市場をめぐる情勢は、少子高齢化等による社会構造の変化や生産構造の脆弱化、食料消費・小売形態の変化や消費者ニーズの多様化、さらには安全・安心や環境問題に対する社会的要請の高まりなど急速に変化しつつあり、卸売市場においては、市場経由率の低下や取扱数量の減少など、その経営は厳しいものとなってきている。

このような中、国は、今後の卸売市場の整備・運営について、

- ① コールドチェーンシステムの確立をはじめとした生産者及び実需者のニーズへの的確な対応
- ② 公正かつ効率的な取引の確保
- ③ 食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応
- ④ 卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保
- ⑤ 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
- ⑥ 経営戦略的な視点を持った市場運営の確保

の6つを基本とする「第9次卸売市場整備基本方針」を平成22年10月に、また、この基本方針に即した「第9次中央卸売市場整備計画」を本年3月に策定・公表したところである。

これらを踏まえ、今回の第9次計画の策定に当たっては、県内卸売市場の整備統合の進捗状況や市場関係者並びに関係市町から聴取した意見等を反映させるとともに、国の第9次の基本方針及び中央卸売市場整備計画、さらには本県の「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」及び「第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画」との整合性を図りながら、第8次計画の見直しを行ったところである。

今後は、本計画に基づき、関係機関・団体との連携強化や関連する諸施策の活用等を図りながら、市場関係者の積極的な取組を促進し、県内卸売市場の一層の活性化と生鮮食料品等の安定的、効率的な流通の確保を図ることとする。



# 目 次

第1	目標年度	-----	1
第2	卸売市場の適正な配置の方針	-----	1
1	生鮮食料品等の流通事情	-----	1
(1)	需要の現状と見通し	-----	1
(2)	供給の現状と見通し	-----	2
(3)	卸売市場を取り巻く環境及び市場流通量の見通し	-----	4
2	品目別流通圏の設定	-----	5
3	卸売市場の配置計画	-----	11
第3	近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標	-----	25
第4	卸売市場における取引及び物品の積卸し・荷さばき・保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化	-----	30
第5	卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標	-----	32
第6	その他	-----	35
〈参考資料〉			
	県内卸売市場一覧表	-----	37
	流通圏別卸売市場流通の現状と見通し	-----	39

## 第1 目標年度

平成23年度を開始年度とし、平成27年度を目標年度とする。なお、基準年度は平成20年度とする。

## 第2 卸売市場の適正な配置の方針

### 1 生鮮食料品等の流通事情

#### (1) 需要の現状と見通し

##### ① 県人口の見通し

宮崎県総合計画（平成23年3月）によると、本県の人口は、平成20年度の約114万人が平成27年度には約109万人に減少する見込みである。

これに観光人口を定住人口に換算して加えた流通圏人口は、平成20年度が約114万人、平成27年度が約110万人と見込まれる。

##### ② 需要量の見通し

県内における生鮮食料品等の需要量の見通しは、表1のとおりである。

表1 需要量の見通し

品目 <sup>※1</sup>	1人当たり年間需要量 <sup>※2</sup> (A)			流通圏人口 (B)		需要量 (A×B)		
	平20年度 〔基準 年度〕	平27年度 〔目標 年度〕	比率 (%)	平20年度 〔基準 年度〕	平27年度 〔目標 年度〕	平20年度 〔基準 年度〕	平27年度 〔目標 年度〕	比率 (%)
	野菜	113.1kg	115.2kg	102	1,143,619 人	1,100,741 人	129,343ト	126,805ト
果実	40.1kg	40.5kg	101	45,859ト			44,580ト	97
水産物	31.5kg	33.3kg	106	36,024ト			36,655ト	102
花き	切花 48.5本	46.9本	97	55,466千本			51,596千本	93
鉢物	7.0鉢	7.4鉢	106	8,005千鉢			8,127千鉢	102

※1 野菜にはいも類を、果実には果実的野菜を、水産物には海草を含む。

※2 1人当たり年間需要量は、野菜、果実、水産物では食料需給表(平成20年確定値)及び食料・農業・農村基本計画(平成22年3月)より、花きでは花き産業振興方針(平成22年4月)より算出。

野菜及び果実については、目標年度（平成27年度）における1人当たり年間需要量が2%または1%増加するものの、流通圏人口の減少が影響し、需要量は2%または3%減少すると見込まれる。

水産物については、1人当たり年間需要量が6%増加すると見込まれていることから、流通圏人口が減少する中で、目標年度の需要量は2%の増加と推計される。

花きについては、1人当たり年間需要量は、切花では3%の減少、鉢物では6%の増加と見込まれており、目標年度の需要量はそれぞれ7%の減少、2%の増加と推計される。

## (2) 供給の現状と見通し

本県は、冬季の温暖多照な気象条件や標高差等の地理的条件を活用し、県内全域で特徴ある産地形成が図られているものの、農家・漁家の戸数減少には歯止めがかからず、今後もその減少と高齢化は一層進行すると予測される。

一方、地域農業をリードしている農業法人は増加傾向となっており、今後農業法人による生産物が増加していくと見込まれている。

### ① 野菜

本県の野菜生産の現状と見通しは、表2のとおりである。

表2 野菜生産の現状と見通し

項目	(基準年度) 平成20年度 <sup>*1</sup>	見通し <sup>*2</sup>	
		平成23年度	平成27年度
作付面積 (ha)	11,300	11,500	11,600
生産量 (ト)	388,400	396,400	398,700

※1 平成20年度実績は、平成20年産「野菜生産出荷統計」に、農産園芸課調べの食用かんしょ等を加えた。

※2 平成23年度及び平成27年度の見通しは、「第七次農業・農村振興長期計画」から算出したもの。

野菜生産を取り巻く環境は、販売農家の減少・高齢化による担い手不足の進行、燃油肥料価格の高騰等による生産コスト上昇等厳しい状況にあるものの、さといも、ほうれんそう等露地畑作品目を中心とした加工・業務用野菜の生産振興等により、平成27年度の作付面積及び生産量は、微増すると見込まれる。

### ② 果樹

本県の果樹生産の現状と見通しは、表3のとおりである。

表3 果樹生産の現状と見通し

項目	(基準年度) 平成20年度 <sup>*1</sup>	見通し <sup>*2</sup>	
		平成23年度	平成27年度
作付面積 (ha)	3,480	3,420	3,333
生産量 (ト)	30,270	30,100	30,615

※1 平成20年度実績は、平成20年産「果樹生産出荷統計」に、農産園芸課調べの「果樹栽培状況等調査」を加えた。

※2 平成23年度及び平成27年度の見通しは、「第七次農業・農村振興長期計画」から算出したもの。

果樹生産を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化、基盤整備・機械化の遅れ、あるいは気象災害の発生等による生産性の低下等厳しい状況にあるものの、マンゴーや完熟きんかん等ブランド品目への転換が進みつつあり、さらに今後加工・業務用果実の生産振興等により、平成27年度には、作付面積は減少する中で生産量は現状程度に維持されると見込まれる。

③ 水産物

本県の漁業生産量の現状と見通しは、表4のとおりである。

表4 漁業生産量の現状と見通し

項 目	(基準年度) 平成20年度 <sup>※1</sup>	見 通 し <sup>※2</sup>	
		平成23年度	平成27年度
漁業生産量 (トン)	102,578	105,890	103,534
海 面 (トン)	98,115	101,390	98,920
内水面 (トン)	4,463	4,500	4,610

※1 平成20年度実績は、「宮崎農林水産統計年報」による。

※2 平成23年度及び平成27年度の見通しは、「第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画」から算出したもの。

本県の海面の生産量は、水産資源の減少等により、平成20年ではピーク時の平成2年と比べ4割程度にまで減少している。このような状況を受け、水産資源の回復を図るための漁業管理の強化により、今後しばらくは現在の生産量が維持されると見込まれる。

内水面の生産のほとんどは養殖で、ウナギとコイの養殖生産量は全国3位となっており、地域の所得・雇用の場として重要な産業であることから、生産量は漸増すると見込まれる。

④ 花 き

本県の花き生産の現状と見通しは、表5のとおりである。

表5 花き生産の現状と見通し

項 目		(基準年度) 平成20年度 <sup>※1</sup>	見 通 し <sup>※2</sup>	
			平成23年度	平成27年度
切 花 類	作付面積 (ha)	383	379	376
	生産量 (千本)	109,000	108,976	114,057
鉢物・花壇	作付面積 (ha)	85	75	72
	生産量 (千鉢)	29,500	25,242	25,274

※1 平成20年度実績は、「花き生産出荷統計」(農林水産省)による。

※2 平成23年度及び平成27年度の見通しは、「第七次農業・農村振興長期計画」から算出したもの。

本県の花き生産は、景気後退による価格の低迷や温暖化による生産力・品質の低下、さらには主要切花類の輸入増加による国内外の産地間競争の増大等厳しい環境にあるものの、新品目や県オリジナル品種の拡大、温暖化対応技術の導入等による生産性の維持等により、切花類の生産量は増加すると見込まれる。

一方、鉢物及び花壇用苗物類の生産面積と生産量は、生産者の減少等により数年間減少した後、横ばいで推移すると見込まれる。

(3) 卸売市場を取り巻く環境及び市場流通量の見通し

① 全国における卸売市場を取り巻く環境

卸売市場をめぐるのは、少子・高齢化等による社会構造の変化、農林水産物の生産構造の脆弱化、食料消費・小売形態の変化や消費者ニーズの多様化、食の安全や環境問題をはじめとする社会的要請の高まり等の情勢変化が見られるとともに、卸売市場においては、卸売市場経由率の低下や取扱数量の減少等の状況にあり、卸売業者及び仲卸業者の経営は非常に厳しいものとなっている。

また、生産者及び実需者からは、安定的な取引の確保はもとより、卸売市場におけるコールドチェーン（流通過程で低温を保つ物流方式）の確立や加工処理機能の強化等に対する要請が高まっている。

さらに、卸売市場がこうした情勢変化に的確に対応し、その機能を十全に発揮していくためには、卸売市場の位置付けや役割、機能強化の方向、市場施設の整備や運営のあり方等卸売市場の将来方向を検討し、実行に移す体制の構築が必要となっている。

表6 生鮮食料品等の市場経由率の推移(全国) (単位：%)

区 分	野 菜	果 実	水産物	花 き
平成元年度	85.3	78.0	74.6	83.0
5年度	84.5	72.0	70.2	85.8
10年度	81.8	61.7	71.6	85.6
15年度	78.9	53.7	63.2	80.9
19年度	73.2	43.6	60.0	83.0

※農林水産省総合食料局流通課まとめ

② 本県における卸売市場を取り巻く環境

本県には、青果・水産・花きの卸売市場（平成23年4月1日現在）が31市場あり、宮崎中央卸売市場を中心に、県内各地の地方卸売市場が県民へ生鮮食料品等を供給する流通拠点となっている。

本県の地方卸売市場においては、取引の形態が大規模量販店や業務・加工業者等からの多品目・大量・一括仕入れや相対取引にシフトするとともに、農産物直売所の増加に伴う集荷の競合が徐々に拡大してきていることなどから、中・小規模の卸売市場を中心に取扱量は減少傾向にある。また、生産者や買参人の高齢化や減少に伴い、集荷範囲や販売地域の広域化等が必要となっており、さらに、生産者及び実需者から求められるコールドチェーンの確立や情報受発信機能の強化、加工処理機能の強化への対応が十分とはいえない状況にある。

このような中で、一部の卸売業者では、市場外取引に対応した流通センターの設置や電子商取引の導入、農業生産への参入等、市場機能の強化や拡大による経営基盤の強化に向けた取組が始まっている。

③ 本県の卸売市場における流通量の現状と見通し

本県の卸売市場における流通量の現状と見通しは、表7のとおりである。

市場流通量は、水産物と花き（鉢物）を除く品目では減少すると想定され、一層の流通の効率化、卸売市場の経営費の削減が必要になると見込まれる。

表7 市場流通量の現状と見通し (単位: トン、切花:千本、鉢物:千鉢、%)

区 分		市 場 流 通 量		比 率 (H20/H27)
		平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	
青 果 物	野 菜	187,521	185,149	99
	果 実	47,486	46,322	98
	計	235,007	231,471	98
水産物(消費地)		19,993	20,468	102
花 き	切 花	57,168	53,866	94
	鉢 物	8,715	8,864	102

※ 市場流通量 = 需要量 × 市場供給率 (基準年度の実績値)  
 市場供給率 = 市場取扱量 (実績) ÷ 需要量

## 2 品目別流通圏の設定

### (1) 青果物・水産物

青果物・水産物の流通圏については、人口集積や生産基盤の状況、各卸売市場の買参人の分布状況、交通事情や立地条件等の社会的・経済的な状況等を踏まえ、次のとおり、4地域を設定した。

また、各流通圏の現状と見通しは、表8-1及び表8-2のとおりである。

#### No.1 宮崎中部地域 (4市7町1村)

この地域は、県庁所在地の宮崎市を中心に隣接する東諸県郡、児湯郡及び県南の日南市、串間市までを含めた広域沿岸地域の流通圏で、県内で最も人口の集積している一大消費圏であり、また農水産物の一大生産拠点地域でもある。

なお、本地域内にある宮崎市中央卸売市場は、県内流通の中核的な拠点市場として集散機能を発揮している。

#### No.2 宮崎北部地域 (2市5町2村)

この地域は、工業都市である延岡市を中心に日向市、東臼杵郡及び西臼杵郡を含めた宮崎県北部の広大な流通圏である。

また、近年、流通圏が広域化の傾向にあることから、宮崎中部地域の北部、大分県南部及び熊本県東部の一部も流通圏として捉える必要がある。

#### No.3 霧島南部地域 (1市1町)

この地域は、霧島の南部に属する都城市を拠点都市として、三股町を含めた流通圏であり、都城市公設地方卸売市場を核に、広域な流通圏が形成されている。

また、近年、流通圏が広域化の傾向にあることから、鹿児島県東部の一部も流通圏として捉える必要がある。

#### No.4 霧島北部地域（2市1町）

この地域は、霧島の北部に属する小林市を拠点都市として、えびの市、高原町を含む流通圏である。

また、近年、流通圏が広域化の傾向にあることから、鹿児島県北部の一部及び熊本県南部の一部も流通圏として捉える必要がある。

#### (2) 花き

花きの流通圏については、零細な産地出荷施設が県内に広く点在しているものの、宮崎市中央卸売市場を中心として全県的な流通が行われていること等から、県内を1つの流通圏とした。なお、花きの流通圏は広域化の傾向にあることから、鹿児島県東部も流通圏として捉える必要がある。

品目別流通圏の現状と見通しは表8-3のとおりである。

表 8-1 品目別流通圏の現状と見通し（青果物）

流通圏 (No.)	区 域	流通圏人口 <sup>※1, 2</sup>		品目
		平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	
宮崎中部地域 (No. 1)	宮崎市、日南市、串間市、西都市 国富町、綾町、高鍋町、新富町、 西米良村、木城町、川南町、 都農町	千人  614	千人  601	野菜
				果実
宮崎北部地域 (No. 2)	延岡市、日向市、門川町、 美郷町、諸塚村、椎葉村、 高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	253	236	野菜
				果実
霧島南部地域 (No. 3)	都城市、三股町	193	188	野菜
				果実
霧島北部地域 (No. 4)	小林市、えびの市、高原町	84	75	野菜
				果実
合 計		1,144	1,101	野菜
				果実

※1 流通圏人口は、定住人口と県外観光客数を定住人口に換算した値の和。

※2 目標年度の流通圏人口は、宮崎県総合長期計画等を参考に推計。

※3 市場供給可能人口は、流通圏人口と市場供給率との積。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{市場供給率は、基準年度（平成20年度）の実績値を使用し、以下の方法で算出} \\ \text{市場供給率（\%）} = \text{流通圏内市場取扱量} \div \text{流通圏内需要量} \end{array} \right]$$

※4 市場取扱量には、宮崎市中央卸売市場の数量を含む。

市場供給可能人口 <sup>※3</sup>		市場取扱量 <sup>※4</sup>		他の流通圏との重複区域	備 考
平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)		
千人 1,184	千人 1,159	トン 133,953	トン 133,538		
637	624	25,552	25,258		
117	110	13,294	12,642	宮崎中部の北部 大分県南部 熊本県東部の一部	
154	144	6,194	5,841		
235	229	26,520	26,359	鹿児島県東部の一部	
298	291	11,956	11,783		
122	109	13,754	12,609	鹿児島県北部の一部 熊本県南部の一部	
94	85	3,784	3,440		
1,658	1,596	187,521	185,149		
1,184	1,139	47,486	46,322		

表8-2 品目別流通圏の現状と見通し（水産物）

流通圏 (No.)	区 域	流通圏人口 <sup>※1、2</sup>	
		平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)
宮崎中部地域 (No. 1)	宮崎市、日南市、串間市、西都市 国富町、綾町、高鍋町、新富町、 西米良村、木城町、川南町、 都農町	千人 614	千人 601
宮崎北部地域 (No. 2)	延岡市、日向市、門川町、 美郷町、諸塚村、椎葉村、 高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	253	236
霧島南部地域 (No. 3)	都城市、三股町	193	188
霧島北部地域 (No. 4)	小林市、えびの市、高原町	84	75
合 計		1,144	1,101

表8-3 品目別流通圏の現状と見通し（花き）

流通圏	区 域	流通圏人口		品目
		平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	
県内全域	県内全市町村	千人 1,144	千人 1,101	切花
				鉢物

※1 流通圏人口は、定住人口と県外観光客数を定住人口に換算した値の和。

※2 目標年度の流通圏人口は、宮崎県総合長期計画等を参考に推計。

※3 市場供給可能人口は、流通圏人口と市場供給率との積。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{市場供給率は、基準年度（平成20年度）の実績値を使用し、以下の方法で算出} \\ \text{市場供給率（\%）} = \text{流通圏内市場取扱量} \div \text{流通圏内需要量} \end{array} \right]$$

※4 市場取扱量には、宮崎市中央卸売市場の数量を含む。

※5 水産物における市場取扱量は、消費地市場の取扱量。

市場供給可能人口 <sup>※3</sup>		市場取扱量 <sup>※4、5</sup>		他の流通圏との重複区域	備 考
平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)		
千人 459	千人 450	トン 14,476	トン 14,978		
109	102	3,436	3,391	宮崎中部の北部 大分県南部 熊本県東部の一部	
47	46	1,491	1,538	鹿児島県東部の一部	
19	17	590	561	鹿児島県北部の一部 熊本県南部の一部	
635	611	19,993	20,468		

市場供給可能人口		市場取扱量		他の流通圏との重複区域	備 考
平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)	平成20年度 (基準年度)	平成27年度 (目標年度)		
千人 1,179	千人 1,135	千本 57,168	千本 53,866	鹿児島県東部	
1,245	1,199	千鉢 8,715	千鉢 8,864		

### 3 卸売市場の配置計画

県内には、平成23年4月1日現在、中央卸売市場1、地方卸売市場28（総合市場1、青果物市場10、水産物消費地市場3、水産物産地市場12、花き市場2）、小規模卸売市場2がある。これらの市場は、相互に補完しあいながら、県内における生鮮食料品等の円滑な流通と農水産業の振興に大きな役割を果たしている。

しかし、これらの市場を個別にみると、流通拠点としての機能を十分に発揮している卸売市場がある一方、その機能を果たすには十分とはいえない零細な卸売市場もある。

このため、中央卸売市場を含めた機能・役割分担を明確化し、地方及び小規模卸売市場については、生鮮食料品等の効率的かつ安定的な流通の確保及び卸売市場関係者の経営体質の強化を図る観点から、引き続き統合整備を進めることを基本とし、次の事項に留意して配置整備する。

#### (1) 地域拠点市場

① 卸売市場の集荷力が低下傾向にある現状を踏まえ、各地域において生鮮食料品流通の核となる地方卸売市場の適正な配置を実現するため、集荷力の強化を図る上で拠点となる地方卸売市場で、次に掲げる措置のいずれかを講じるものを地域拠点市場に定める。

(ア) 他の地方卸売市場との統合

(イ) 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動

② この場合における地域拠点市場の目標年度における取扱数量は、

(ア) 当該市場が青果物を主たる取扱品目とする市場である場合には、原則として15,000トン以上

(イ) 当該市場が水産物を主たる取扱品目とする市場である場合には、原則として7,000トン以上

(ウ) 当該市場が花きを主たる取扱品目とする市場である場合には、原則として2,000万本相当以上

にそれぞれ達することが見込まれること。

#### (2) 品目別卸売市場

地域の利便性の向上と市場機能の高度化を図る観点から、可能な限り総合市場への転換を推進することを基本とし、各品目毎の整備は、次のことに留意する。

##### ① 青果物卸売市場

生産県である本県の卸売市場は、単なる集散機能だけでなく、農産物の情報受発信拠点としての役割を果たすことも重要である。また、県内流通については、より効率的で合理的な流通システムを構築する必要がある。

このため、市場機能が十分発揮できるよう卸売市場の統合整備を推進するとともに、地域拠点市場を中心とした卸売市場関係者の業務提携等も推進する。

##### ② 水産物卸売市場

水産物産地市場については、出荷調整・加工機能との関連性が強いこと等を踏まえ、

地域の実情に即して市場施設の近代化、取引の合理化等に努めること。また、水揚量及び魚種構成の変化、用途別・品位別振り分けの必要性の高まり、産地市場関係事業者の経営の改善・安定化に配慮するとともに、漁港の整備計画、漁業協同組合の合併等を勘案し、統合等により市場機能の強化を推進すること。

(ア) 消費地市場

消費地市場は、一般的に規模が零細であり、経営基盤も弱い。したがって、経営基盤の強化を図り、地域の活性化、利便性等を図るため、青果物卸売市場との統合整備を推進する。

また、荷の多くを福岡県等からの転送で賄っていることをかんがみ、県内の水産物卸売市場との連携等について検討を進め、一層の流通コストの低減及び新鮮な水産物供給に努める。

(イ) 産地市場

産地市場は漁業協同組合の業務の一環となっていることをかんがみ、漁業協同組合の合併等を勘案し卸売市場の統合整備を推進する。

③ 花き卸売市場

花き市場においては、新商品の開発、需要情報の提供、電子商取引の導入や装飾加工品の販売等、生産者や実需者の要望に対応できるよう、経営基盤の強化、市場機能の高度化及び施設充実に図っていく必要があることから、総合市場への統合整備を推進する。

(3) 施設の拡充・整備

新たな施設拡充については、卸売市場関係者の経営体力や出荷者・買受人の利便性、品質管理の高度化や安全性確保、広域統合等を勘案し、既存施設の有効利用を前提として十分に検討したうえで対処すること。また、流通の広域化など時代のニーズに即した新たな事業展開に向け、業務提携や系列化など様々な形態での統合整備を推進すること。

(4) 市場管理運営の健全化

市場の円滑な整備・運営を進めていく上で、市場会計の健全化は必要不可欠であることから、健全な卸売市場会計が確保されるよう、適切な規模及び内容の施設整備と管理運営事務の一層の合理化等に努めること。

## 〈配置計画の概要〉

県内における配置計画は、表9のとおりであり、目標年度における卸売市場の数は、中央卸売市場1、地方卸売市場19（総合市場4、青果物市場5、水産物消費地市場1、水産物産地市場9、花き単独市場0）を目標とし統合整備を推進する。

ただし、他の卸売市場についても必要に応じて統合整備を検討する。

### （地域拠点市場及び総合市場）

- ① 都城地区の1総合市場を霧島南部地域の地域拠点市場と定め、他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を推進する。
- ② 小林地区の1青果市場を霧島北部地域の地域拠点市場と定め、これにえびの地区の1青果市場及び小林地区の1水産物市場（消費地）を統合整備し、総合市場として配置する。
- ③ 延岡地区の1青果市場を宮崎北部地域の地域拠点市場と定め、1花き市場と統合整備し、総合市場として配置する。
- ④ 日向地区の1青果市場と1水産物市場（消費地）を統合整備し、総合市場として配置する。

平成10年度に完了した青果市場の整備統合に引き続き、さらなる経営の合理化、地域の利便性向上、市場機能の高度化を図るため、総合市場への転換を推進する。

### （青果物市場）

- ⑤ 日南地区の2青果市場を統合整備する。  
同地区の2青果市場は、供給地域をひとつにしており、互いが競合関係にある。  
また、大型量販店等の進出により買受人の主体をなしてきた小売店が減少している上に、量販店は大規模卸売市場等からの一括仕入れを中心としており、今後の取扱量の大幅な増加は見込めないことから、2卸売市場の統合整備を推進する。

### （水産物市場）

- ⑥ 串間地区の2水産物市場（産地）と旧南郷町の1水産物市場（産地）を統合整備する。  
市場経営の合理化、取引の活性化、流通の効率化を図るために、卸売市場の統合整備を推進する。
- ⑦ 児湯地区の2水産物市場（産地）を統合整備する。  
市場経営の合理化、取引の活性化、流通の合理化を図るために、卸売市場の統合整備を併せて推進する。
- ⑧ 日向地区の2水産物市場（産地）を統合整備する。  
既に、漁業協同組合は合併しており、市場経営の合理化、取引の活性化、流通の効率化を図るために、漁協本所市場への集約化を推進する。

⑨ 門川地区の2水産物市場(産地)を統合整備する。

市場経営の合理化、取引の活性化、流通の効率化を図るために、卸売市場の統合整備を推進する。

(花き市場)

⑩ 宮崎地区の1花き市場を中央卸売市場と統合整備する。

花き市場の経営強化、取引の活性化、流通の効率化を図るため、統合整備を推進する。

表9 卸売市場配置計画  
(青果物)

流通圏 No.	流通圏ごとの既存市場			
	市町名	卸売市場名	区分	拠点市場
No. 1	宮崎市	1 宮崎市中央卸売市場(総合市場)	中央	
	日南市	2 地方卸売市場(有)日興青果卸売市場	地方	
	日南市	3 地方卸売市場(株)日南青果卸売市場	地方	
	串間市	4 (株)串間青果地方卸売市場	地方	
	西都市	5 地方卸売市場(株)一ツ瀬青果市場	地方	
	高鍋町	6 (株)児湯青果地方卸売市場	地方	
	都農町	7 地方卸売市場都農青果卸売市場	地方	
No. 2	延岡市	8 (株)延岡総合地方卸売市場	地方	○
	日向市	9 日向青果地方卸売市場(株)	地方	
No. 3	都城市	10 都城市公設地方卸売市場 (総合市場)	地方	○
No. 4	小林市	11 (株)小林青果地方卸売市場	地方	○
	えびの市	12 協同組合えびの地方卸売市場	地方	

(水産物)

流通圏 No.	流通圏ごとの既存市場			
	市町名	卸売市場名	区分	拠点市場
No. 1	宮崎市	1 宮崎市中央卸売市場	中央	
	日南市	2 日南市漁協地方卸売市場 (産)	地方	
	日南市	3 南郷漁協地方卸売市場 (産)	地方	
	串間市	4 串間市東漁協地方卸売市場 (産)	地方	
	串間市	5 串間市東漁協小規模卸売市場 (産)	小規模	
	串間市	6 串間市漁協地方卸売市場 (産)	地方	
	川南町	7 川南町漁協地方卸売市場 (産)	地方	
	都農町	8 都農町漁協小規模卸売市場 (産)	小規模	

整備方針									備考
市場の整備計画	配置市町	区	分*				取扱目		
			開設者		拠点	総合		専門	
			公設	民営					
中核的拠点市場として存置整備	宮崎市	中央	○			○		青果 水産 花き	中央卸売市場整備計画
2、3を統合整備	日南市	地方		○			○	青果	
存置	串間市	地方		○			○	青果	
存置	西都市	地方		○			○	青果	
存置	高鍋町	地方		○			○	青果	
存置	都農町	地方		○			○	青果	
8を地域拠点市場（総合市場）として配置	延岡市	地方		○	○	○		青果 花き	花きの3と統合整備
存置	日向市	地方	準公			○		青果 水産	水産の13と統合整備
地域拠点市場として存置	都城市	地方	○		○	○		青果 水産 花き	
11を地域拠点市場（総合市場）として配置し、12と統合整備	小林市	地方		○	○	○		青果 水産	水産の19と統合整備

整備方針									備考
市場の整備計画	配置市町	区	分*				取扱目		
			開設者		拠点	総合		専門	
			公設	民営					
中核的拠点市場として存置整備	宮崎市	中央	○					青果 水産 花き	中央卸売市場整備計画
存置	日南市	地方		○			○	水産	
3、4、5を統合整備	日南市	地方		○			○	水産	
存置	串間市	地方		○			○	水産	
7、8を統合整備	川南町	地方		○			○	水産	

表9 卸売市場配置計画（つづき）  
（水産物）

流通圏 No.	流通圏ごとの既存市場			区分 拠点 市場
	市町名	卸 売 市 場 名		
No. 2	延岡市	9 地方卸売市場(株)延岡魚市場	地方	
	延岡市	10 延岡市漁協地方卸売市場 (産)	地方	
	延岡市	11 島浦町漁協地方卸売市場 (産)	地方	
	延岡市	12 北浦漁協地方卸売市場 (産)	地方	
	日向市	13 地方卸売市場(株)日向魚市場	地方	
	日向市	14 日向市漁協地方卸売市場 (産)	地方	
	日向市	15 日向市漁協幸脇支所地方卸売市場 (産)	地方	
	門川町	16 門川漁協地方卸売市場 (産)	地方	
No. 3	門川町	17 庵川漁協地方卸売市場 (産)	地方	
	都城市	18 都城市公設地方卸売市場（総合市場）	地方	○
No. 4	小林市	19 地方卸売市場(株)小林魚市場	地方	

（花 き）

流通圏	流通圏ごとの既存市場			区分 拠点 市場
	市町名	卸 売 市 場 名		
県内 全域	宮崎市	1 宮崎市中心卸売市場	中央	
	宮崎市	2 地方卸売市場協同組合宮崎花市場	地方	
	延岡市	3 協同組合延岡生花地方卸売市場	地方	
	都城市	4 都城市公設地方卸売市場（総合市場）	地方	○

※ 「区分」欄の略字はそれぞれ以下の意味を示す。

公設 : 公設卸売市場

準公 : 第三セクター方式の卸売市場

民営 : 民営の卸売市場

中央 : 中央卸売市場

地方 : 地方卸売市場

小規模 : 中央・地方卸売市場以外の卸売市場

拠点 : 地方卸売市場のうち拠点市場であるもの

総合 : 取扱品目が2つ以上の卸売市場

専門 : 取扱品目が1つの卸売市場

整備方針									備考
市場の整備計画	配置市町	区	分*				取扱目		
			開設者		拠点	総合		専門	
			公設	民営					
存置	延岡市	地方		○			○	水産	施設の改良
存置	延岡市	地方		○			○	水産	
存置	延岡市	地方		○			○	水産	
存置	延岡市	地方		○			○	水産	
青果市場と統合整備 (総合市場)	日向市	地方	準公				○	青果 水産	青果の9
15を廃止し、14へ集約	日向市	地方		○			○	水産	漁協合併済
16、17を統合整備	門川町	地方		○			○	水産	
地域拠点市場として存置	都城市	地方	○		○	○		青果 水産 花き	施設の改良
青果市場と統合整備し、 地域拠点市場として配置 (総合市場)	小林市	地方		○	○	○		青果 水産	青果の11、 12

整備方針									備考
市場の整備計画	配置市町	区	分*				取扱目		
			開設者		拠点	総合		専門	
			公設	民営					
1を中核的拠点市場として 存置整備	宮崎市	中央	○					青果 水産	中央卸売市場 整備計画
2を1の花き部と統合整備								花き	
青果市場と統合整備し、 地域拠点市場として配置	延岡市	地方		○	○	○		青果 花き	青果の8
地域拠点市場として存置	都城市	地方	○		○	○		青果 水産 花き	

図1 青果物の流通圏区分及び卸売市場配置現況 (平成23年3月31日現在)

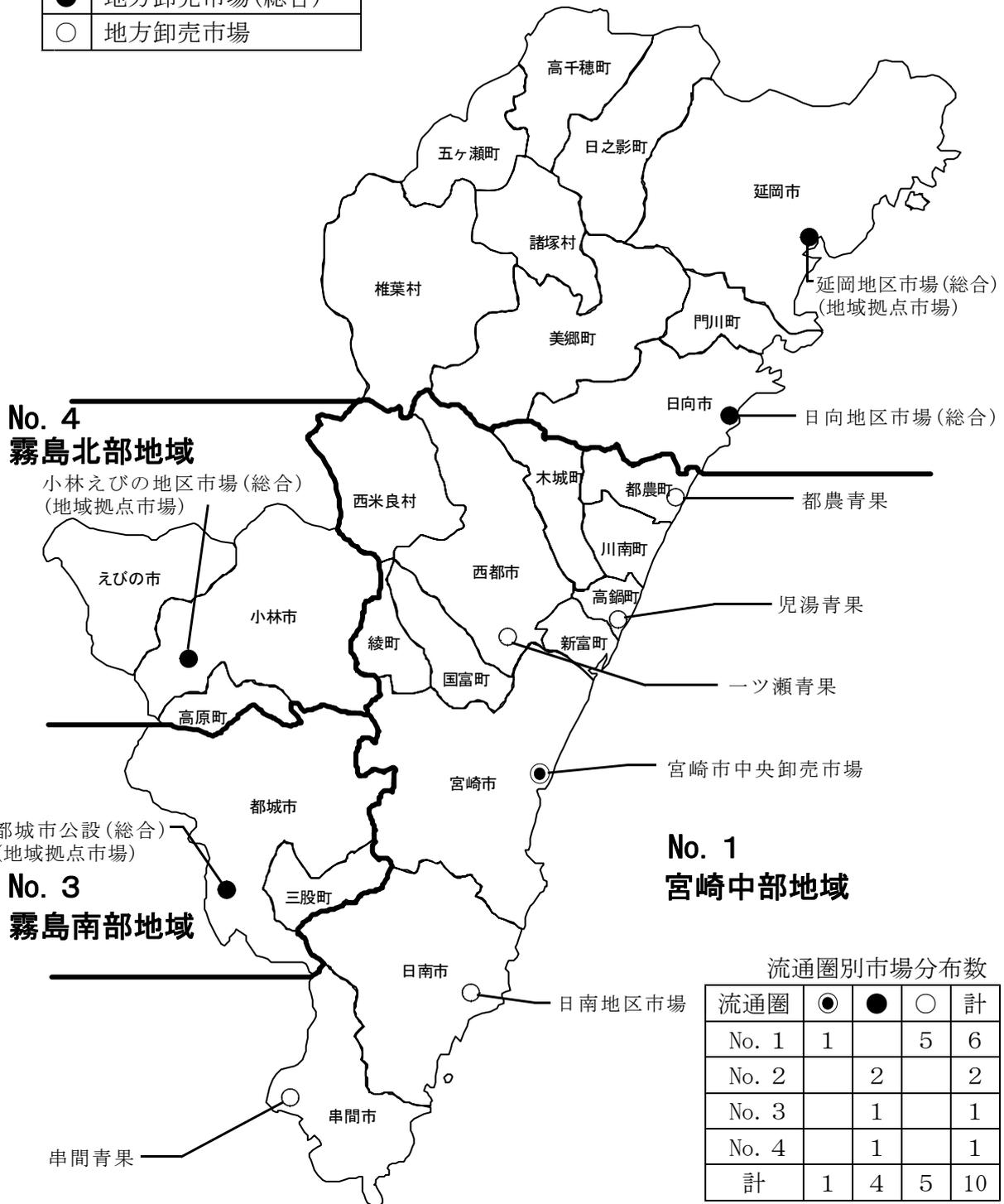


※ 地方卸売市場(総合市場)内に配置される、又は配置しようとする青果物の卸売市場

図2 青果物卸売市場の配置計画

凡 例	
◎	中央卸売市場
●	地方卸売市場(総合) <sup>*</sup>
○	地方卸売市場

**No. 2  
宮崎北部地域**



流通圏別市場分布数

流通圏	◎	●	○	計
No. 1	1		5	6
No. 2		2		2
No. 3		1		1
No. 4		1		1
計	1	4	5	10

図3 水産物の流通圏区分及び卸売市場配置現況 (平成23年3月31日現在)



\* 地方卸売市場(総合市場)内に配置される、又は配置しようとする水産物の卸売市場

図4 水産物卸売市場の配置計画

凡 例	
◎	中央卸売市場
●	地方卸売市場(総合)*
■	消費地地方卸売市場
○	産地地方卸売市場

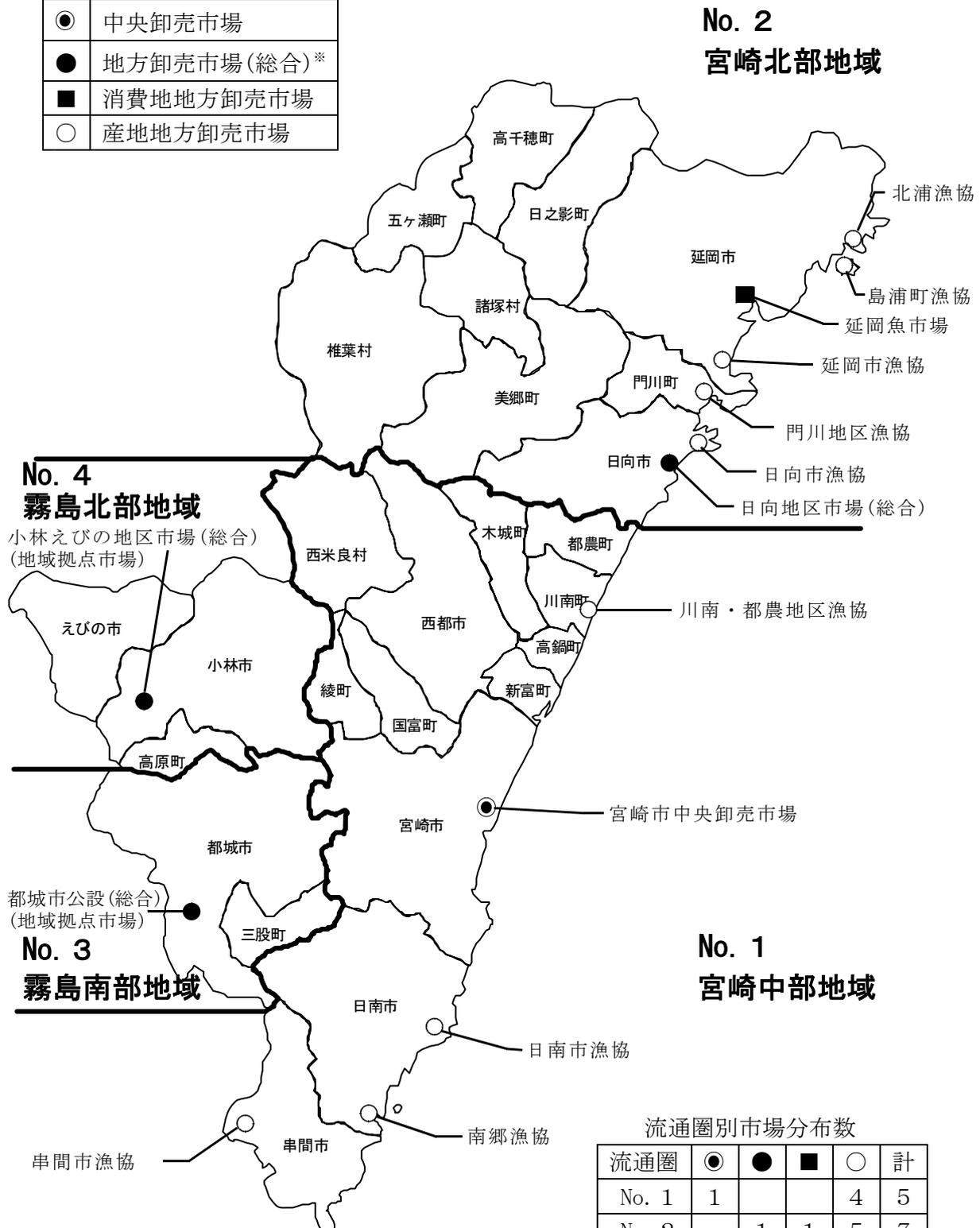
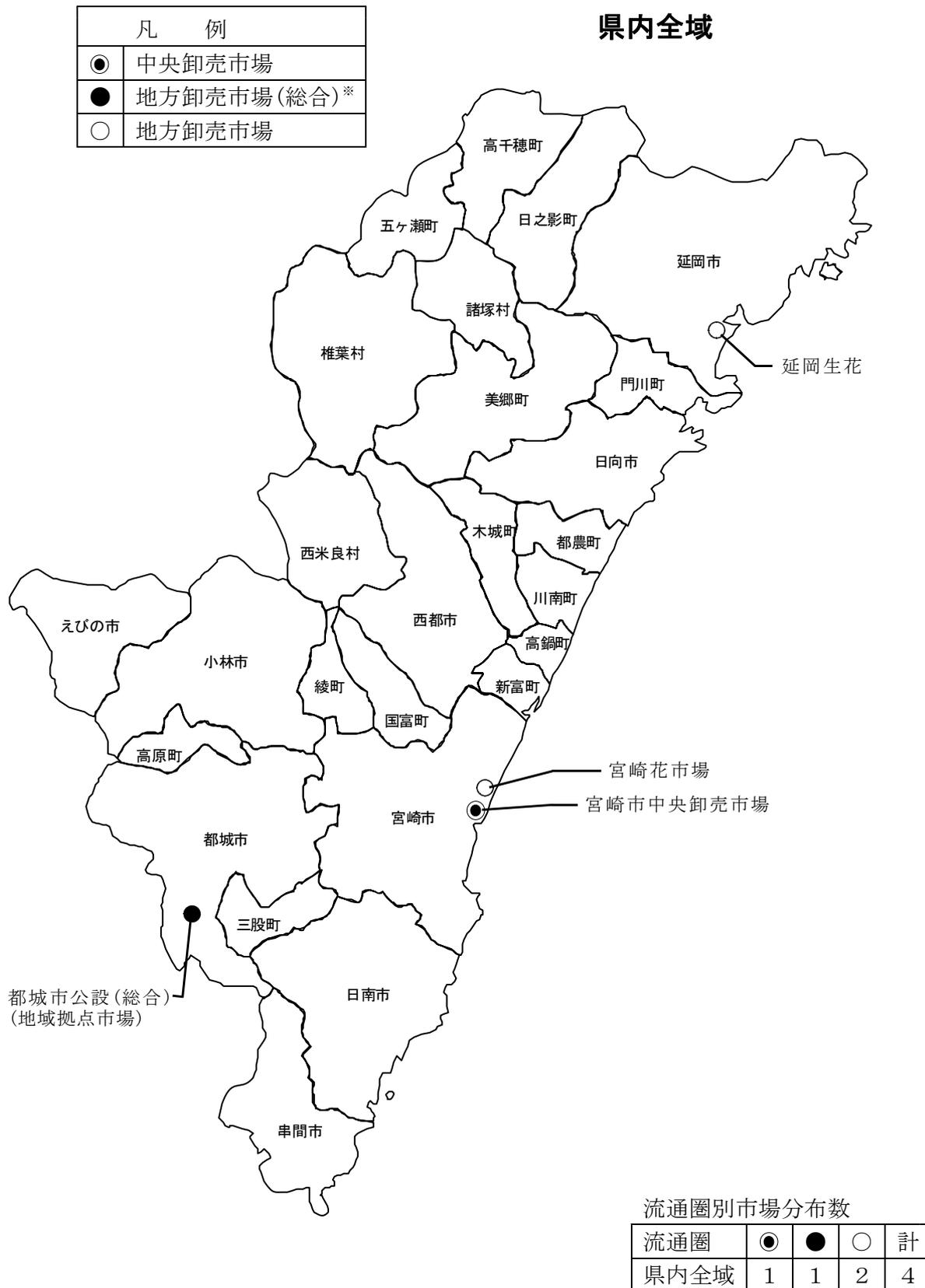


図5 花きの流通圏区分及び卸売市場配置現況 (平成23年3月31日現在)



※ 地方卸売市場(総合市場)内に配置される、又は配置しようとする花きの卸売市場

図6 花き卸売市場の配置計画



### 第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

#### 1 卸売市場の立地

流通圏人口の動向や輸送条件の変化等に対応して、卸売市場における効率的な物流、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう次の事項について十分留意する。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。特に、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づく流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性を配慮すること。
- (2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
- (4) 生鮮食料品等の安全・衛生上適切な環境にある地域であること。

#### 2 施設の種類

商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境に対する社会的要請の高まり等に対応して、必要となる施設を計画的に整備することとし、施設の種類は、おおむね次に示す例のとおりとする。

なお、水産物産地市場については、例示した施設のほかに海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備する。

《施設例》

施設	例 示
売場施設	卸売場、低温卸売場、仲卸売場、配送センター、買荷保管・積込所、低温販売設備、活魚販売設備
駐車施設	駐車場
貯蔵・保管施設	倉庫、自動倉庫、冷蔵庫、ラック
輸送・搬送施設	自動荷さばき設備、自動搬送設備、フォークリフト、エレベーター、コンベア
衛生施設	発泡スチロール処理設備、塵埃 <sup>じんあい</sup> 処理設備、汚水処理設備、食品検査室
情報・事務処理施設	入荷量・卸売価格表示設備、せり機械設備、情報処理センター、コンピューター、見学研修設備
管理施設	管理事務所、業者事務所
加工処理施設	バナナ熟成加工室、小分け・包装設備
福利厚生施設	医療設備、休養室、更衣室
関連事業施設	関連商品売場
以上の施設に付帯する施設	受電設備、給電設備、給油所、空調設備、計量設備

### 3 施設の規模

別記の算定基準に基づき、適正な施設規模が確保されるよう配慮する。

### 4 施設の配置及び運営

施設の配置及び運営については、生産者及び実需者のニーズ等を踏まえ、必要な施設の積極的・計画的な配置・運営を推進することとし、特に次の事項に留意する。

- (1) 卸売市場におけるコールドチェーンシステムの確立に対する生産者及び実需者のニーズに対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理施設を計画的に配置すること。
- (2) よりきめ細かなサービスを求める大規模量販店、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設について、施設の導入に当たっての費用対効果や市場関係業者間の調整等を考慮しつつ、整備・配置を推進すること。また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、情報受信機能の強化や市場関係者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組を推進すること。
- (3) 地球温暖化等環境問題が深刻化している中で、卸売市場においてもエネルギー消費や廃棄物排出の抑制等環境負荷低減に向けた取組が重要であることから、通い容器の導入による物流業務の効率化や食品廃棄物、包装容器等のリサイクルに資する施設の整備・配置、太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用等に努めるとともに、管理棟の木質化を推進すること。

- (4) 取扱数量の増大が見込まれる卸売市場にあつては、各種施設の増設余地の確保に努めること。
- (5) 大規模増改築等卸売市場施設の整備に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること。また、(1)の低温(定温)管理施設に加え、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置すること。
- (6) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。
- (7) 施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立のための適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。
- (8) 卸売市場の運営の効率化と卸売市場における物流業務の効率化を図るため、
  - ① 産地や実需者との連携による通い容器等の導入とこれに対応した搬送施設の整備及び通い容器等の一時保管場所の確保
  - ② 取引における生鮮EDI標準(受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取決め)の活用や市場内におけるLAN(構内情報通信網)の導入等の情報技術の活用に努めること。
- (9) 卸売市場の施設の使用料等については、市場関係者で毎年協議するなどして、費用負担の適正化に努めること。
- (10) 卸売市場の多様な機能の発揮と、周辺環境との調和を図るとともに、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能(快適性)を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、可能な限り緑地帯等を設置すること。

## 5 施設の構造

卸売市場の業務・作業の効率化や、災害等緊急時における安定的な物流の確保、環境負荷の低減等を考慮した構造とし、特に次の事項に留意すること。

- (1) 県産材等を積極的に活用し、鉄骨、鉄筋コンクリートを併用して、耐久性、利便性、環境との調和等が確保される構造とすること。
- (2) 売場施設については、取引の効率化及び物流の円滑化が確保される構造とすること。
- (3) 耐震、耐火、採光、通風、空調等に十分配慮すること。

別記

## 卸売市場施設規模算定基準

### 1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設(卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所)の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行うこと。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

$S_i$  : 目標年度における売場施設の必要規模

$g_t$  : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

$f_i$  : 売場施設経由率

$\mu_i$  : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

$R_i$  : 売場施設通路面積

$i$  : 各売場施設

### 2 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行うこと。

$$S_t = 25 \text{ m}^2 \cdot \left( \frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

$S_t$  : 目標年度における駐車場の必要規模

$g_t$  : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

$\mu_o$  : 1台当たり積載数量

$M$  : その他業務用及び通勤用自動車台数

### 3 その他の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、流通の規模及び施設の利用状況等市場の実情に応じて合理的に算定すること。

#### 4 市場用地の必要規模

目標年度における卸売市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と卸売市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで、次の算式により行うこと。

$$S = (1 + a) \cdot (\sum S_i + S_t + R)$$

S：目標年度における市場用地の必要規模

a：増設余力指数

S<sub>i</sub>：各施設の必要規模

S<sub>t</sub>：駐車場の必要規模

R：建物外部の通路の必要規模

## 第4 卸売市場における取引及び物品の積卸し・荷さばき・保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化

### 1 取引の合理化

公正な取引と透明で適切な価格形成を引き続き確保する。その際、卸売市場における取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、生産者及び実需者のニーズに的確に対応した卸売市場における取引の活性化を図る。

- (1) 売買取引の方法については、各卸売市場の消費動向と供給体制の変化を踏まえ、卸売市場及び取扱品目ごとの特性に応じて、セリ、相対取引など合理的な方法を設定し、これを遵守すること。この売買取引の方法の設定に当たっては、市場取引委員会の場等において売買取引の状況について不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- (2) 計画的な集荷活動による品揃えの確保や実需者のニーズに対応した最適物流の実現を図るため、県卸売市場法施行条例の改正（平成22年4月）に伴う卸売市場外にある物品の卸売の自由化措置の活用や受託拒否の禁止の例外措置に係る国のガイドラインの適切な運用等を図るとともに、卸売業者と仲卸業者との連携によるサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立に取り組むなど、流通の効率化に努めること。
- (3) 卸売市場の集荷力の向上や産地と実需者間の直接取引の拡大への対応、さらには中央拠点市場及び地域拠点市場を活用した効率的な流通網の構築といった観点から、複数の卸売市場の連携による集荷の共同化や生産者及び実需者との連携による新商品の開発に取り組むなど、市場取引の活性化を図ること。なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会の場等で十分な議論を行うこと。
- (4) 実需者のニーズに対応した迅速かつ機動的な取引の推進と卸売業者や仲卸業者の負担軽減を図るため、流通全体を通じた情報技術の活用や様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進すること。
- (5) 相対取引が増加している中で、卸売市場における価格形成の透明性の向上を図り、公正な取引を推進するため、開設者や卸売業者は、仲卸業者や専門小売業者の利便性や透明性に配慮した取引情報の提供に努めること。
- (6) 大規模量販店等の優越的な地位の濫用により、需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組み、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。
- (7) 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。
- (8) 市場関係者の専門的な知見を十分に活用した機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、市場取引委員会等に卸売市場全体の利益を考慮することができる幅広い

視野を有した委員を選定するなど、より経営的な観点から卸売市場全体としての統一的な意思決定に努めること。

- (9) 卸売市場においては、原産地表示の徹底や生産履歴情報等の確認・伝達により消費者の信頼の確保に努めること。また、食中毒等の食品事故へ適切に対応するため、生鮮食料品等の仕入先及び仕入日、販売先及び販売日等の入出荷に係る記録の作成・保存を適切に行うことにより、トレーサビリティの確保に努めること。  
なお、その際には効率化を図り、コストの削減に最大限努力すること。
- (10) 卸売市場に対する生産者、実需者及び消費者の信頼の確保・向上に向けて、卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進することなど、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めること。

## 2 物品の積卸し・荷さばき・保管等の合理化

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮した合理化を推進し、特に次の事項に留意する。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき・保管等に努めること。
- (2) 貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設及び加工処理施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引や見本取引の進展等、取引方法や小売形態の変化、荷さばき・保管・搬送等の効率化等に配慮すること。また、場外保管施設の適切な活用を推進すること。
- (3) 自動荷さばき・搬送システムの導入等による作業の機械化・自動化を計画的に進め、荷役労働の省力化を推進すること。

## 3 物品の品質管理の高度化

開設者、卸売業者、仲卸業者等は、次に掲げる事項を内容とする規範の策定とこの規範に基づく取組を推進し、荷受けから卸売、仲卸、配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に努める。この他、水産物では、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守すること。

- (1) 生鮮食料品等の鮮度保持のための温度管理
- (2) 市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化
- (3) 品質管理の責任者の設置と責務の明確化等の品質管理の高度化
- (4) HACCP（危害分析・重要管理点）の考え方を採り入れた品質管理

## 第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

卸売業者及び仲卸業者は開設者等市場関係者と一体となり、卸売市場全体の経営戦略的な視点から、それぞれの位置付け・役割、機能強化の方向、将来の需要・供給予測を踏まえた経営展望を策定するとともに、それぞれ次の事項に留意して経営の近代化を図ること。

### 1 卸売業者

- (1) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、卸売機能を十分に果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争の実態や情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や卸売市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築による連携関係の強化を図ること。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員1人当たり取扱金額の水準（下表）を達成することを目安とするとともに、異なる卸売市場及び取扱品目を異にする卸売業者同士の統合大型化や連携強化も視野に入れた対応を行うこと。

表10 目標年度における卸売業者の従業員1人当たり取扱金額の達成の目安

区 分	青果物卸売業者	水産物卸売業者	花き卸売業者
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)	130百万円	160百万円	80百万円

※ この表に示す水準は、平成19年度の価格水準で、経営コストの低減や取引規模の拡大を図る観点から示したもの。

- (2) 経営状況の悪化に対処し、経営の健全性を確保し、出荷者に対する卸売市場の信頼性を高めるため、増資等により財務体質の強化を図るとともに、経営再編によるコストの低減や経営多角化による経営改善を図ること。また、開設者等は、長期にわたって改善が図られない卸売業者に対して、改善時期や改善事項をより明確化させるなど、適切な指導を行うこと。さらに、卸売業者の経営の安定を図るため第三者による適時適切な経営評価の実施に努めること。
- (3) 管理部門については、計画的な経営管理システムの整備及び責任体制の確立等を図り、事業の計画的かつ一体的な運営の確保と経営コストの縮減に努めること。
- (4) 経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育及び熟練労働力の定着と活性化の推進に努めること。
- (5) 生産者の生産・出荷状況や実需者の需要状況に対応した計画的かつ安定的な集荷・販売力の強化を図るとともに、生産者、実需者及び農業団体等との連携による新品目・新産地の育成や新商品の開発・販売力の向上に努めること。

- (6) 卸売業者の経営は、手数料収入に大きく依存していることから、その提供する機能・サービスの充実に努め、それに見合った手数料収入を通じて経営体質の強化に努めること。

## 2 仲卸業者

- (1) 経営の発展を図るため、卸売市場や商品の実態、従業員の高齢化、後継者の有無等を踏まえ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化、又は仲卸組合の共同事業として、廃業する仲卸業者の営業権を取得するなどにより、業者数の縮減を図ること。

この場合において、救済合併等の場合を除き、原則として、目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準（下表）を達成することを目安とするとともに、異なる卸売市場や取扱品目を異にする仲卸業者同士の統合大型化も視野に入れた対応を行うこと。

表11 目標年度における仲卸業者の従業員1人当たり取扱金額の達成の目安

区 分	青果物仲卸業者	水産物仲卸業者	花き仲卸業者
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)	90百万円	80百万円	50百万円

※ この表に示す水準は、平成20年度の価格水準で、経営コストの低減、取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

- (2) 経営状況の悪化に対処し、業務の適正かつ健全な運営を確保するため、開設者が財務基準を定め、これに基づき経営の早期改善を図ること。また、卸売市場の信用力を維持する観点から、開設者は、仲卸業者に対する経営改善指導を適切に行うこと。
- (3) 小売業者、外食産業事業者等の仕入ニーズの適切な把握に努め、これに対応した商品の小分けや事前処理、保管・配送等の販売業者機能を強化することにより、小売業者への支援を図ること。また、就労体系の整備等により小売業者等の営業の動向に対応した卸売市場の休業日における営業の実現に努めること。
- (4) 卸売業者、生産者、実需者等の関係業者間の提携関係を強化し、大型ユーザーとの対等な取引関係の構築と新たな国内産の農林水産物の需要の開拓に努めること。
- (5) 情報機器の活用等による経営管理システムの確立や、経営再編等による経営合理化、共同配送等によりコストの削減を進めること。

## 3 卸売業者及び仲卸業者に共通する取組

- (1) 大規模量販店、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへ適切に対応し、経営体質の強化を図るため、加工処理機能、貯蔵・保管機能及び輸送・搬送機能の強化に取り組むこと。

- (2) 実需者のニーズの把握と産地へのフィードバックを的確に行うことにより、これまで卸売市場が中心に扱ってきた規格品に加え、特色ある地場産品や規格外品等について、これらの流通の特性も踏まえた上で、品揃えの強化を図ること。
- (3) 新たな需要の喚起に資するよう、価格動向のほか、実需者のニーズ、産地の出荷動向、商品情報等の多様な情報について、情報技術の積極的な活用を通じて、卸売業者と仲卸業者における共有化を図るなど、その収集と提供の取組を強化すること。
- (4) 卸売業者や仲卸業者が機能強化や経営の合理化に向けた取組を進めるに当たっては、共同出資会社の設立、資本提携等も含め、両者の連携・協働に十分留意して行うこと。
- (5) 食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等との定時・定量・定価格での安定的取引を進めるため、予約相対取引の活用など実需者ニーズへの積極的な対応を図ること。その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について契約当事者間で十分に協議すること。

## 第6 その他

- 1 情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入に資するなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係事業者の経営の合理化に直結することから、早急にその推進を図る。
- 2 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等卸売市場の労働条件の改善による魅力ある職場づくりに努める。
- 3 食の安全の確保と環境問題の深刻化に対応するため、有害物品に関する検査体制の確立、じんあい塵埃処理施設及び污水处理施設の整備に努める。
- 4 関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能の充実を図る上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図る。
- 5 災害時等の緊急の事態に際し卸売市場が果たす機能の重要性にかんがみ、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害時等において適切な対応が確保されるよう努める。特に、開設者、卸売業者、仲卸業者等は、BCP（事業継続計画）の策定等を通じて、災害時等においても業務を確実に継続できるような体制の確立に努める。また、食の安全に係る事件・事故が発生した場合でも、客観的事実や科学的根拠に基づき、公正な取引の確保及び適切な価格形成に努める。
- 6 県民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、食のイベント、市場見学会等の県民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示に関する講習会、料理教室等の機会の提供に努める。その際、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であることを踏まえ、市場内の衛生管理や入場者の安全確保等に十分留意する。また、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮する。
- 7 卸売市場に関する情報については、取引結果の公表とともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識等について普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を広く公開・提供するよう努める。
- 8 地域の農水産業の実情、生産者、消費者をはじめとした関係者のニーズ、県・市町村の諸施策との協調等に留意し、地域市場としての信頼の確保と維持に努める。

## 参 考 资 料

## 県内卸売市場一覽表

市場名	所在地	取扱品目	卸売業者名
宮崎市中央卸売市場	宮崎市新別府町雀田1185	青果 青果 水産 水産 花き	宮崎中央青果(株) 宮崎青果(株) (株)宮崎魚市場 宮崎中央魚類(株) (株)宮崎中央花き
都城市公設 [地]	都城市志比田町5571-1	青果 青果 水産 水産 花き	都城大同青果(株) (株)都城竹田青果 (株)都城中央魚市場 (株)都城市魚市場 (株)都城園芸花市場
(株)延岡綜合 [地]	延岡市牧町375	青果	(株)延岡綜合 [地]
[地] (有)日興青果卸売市場	日南市中平野町1-3-8	青果	(有)日興青果卸売市場
[地] (株)日南青果卸売市場	日南市中平野町12-1	青果	[地] (株)日南青果卸売市場
(株)串間青果 [地]	串間市大字南方489	青果	(株)串間青果 [地]
(株)小林青果 [地]	小林市大字細野2123-1	青果	(株)小林青果市場
(協)えびの [地]	えびの市大字小田1304	青果	(株)えびの青果市場
[地] (株)一ッ瀬青果市場	西都市大字黒生野2077	青果	[地] (株)一ッ瀬青果市場
(株)児湯青果 [地]	高鍋町大字北高鍋2372-1	青果	(株)児湯青果 [地]
[地] 都農青果卸市場	都農町大字川北5436	青果	(有)都農青果卸市場
日向青果 [地] (株)	日向市大字平岩8519	青果	ひまわり青果(株)
(協)宮崎花市場 [地]	宮崎市阿波岐原町前浜4276-85	花き	(協)宮崎花市場
(協)延岡生花 [地]	延岡市東浜砂町1315-1	花き	(協)延岡生花 [地]

※ [地]は地方卸売市場の、[小]は小規模卸売市場の略である。

市 場 名	所 在 地	取 扱 品 目	卸 売 業 者 名
[地] (株)小林魚市場	小林市大字細野2123-2	水産	(株)小林魚市場
[地] (株)日向魚市場	日向市大字財光寺1565	水産	(株)日向魚市場
[地] (株)延岡魚市場	延岡市昭和町2-56	水産	(株)延岡魚市場
日南市漁協 [地]	日南市字石河588-129	水産	日南市漁協
南郷漁協 [地]	日南市南郷町中村乙4614-3	水産	南郷漁協
串間市漁協 [地]	串間市大字西方15071-128	水産	串間市漁協
串間市東漁協 [地]	串間市大字大納136-乙	水産	串間市東漁協
串間市東漁協 [小]	串間市大字都井1752の先	水産	串間市東漁協
川南町漁協 [地]	川南町大字川南17437-4	水産	川南町漁協
都農町漁協 [小]	都農町大字川北3741	水産	都農町漁協
日向市漁協 [地]	日向市大字細島852-3	水産	日向市漁協
日向市漁協 [地] 幸脇支所	日向市大字幸脇1090	水産	日向市漁協
門川漁協 [地]	門川町大字門川尾末8807-60	水産	門川漁協
庵川漁協 [地]	門川町大字庵川西6-188	水産	庵川漁協
延岡市漁協 [地]	延岡市土々呂町3-4040	水産	延岡市漁協
島浦町漁協 [地]	延岡市島浦町874-1	水産	島浦町漁協
北浦漁協 [地]	延岡市北浦町市振541-4	水産	北浦漁協

※ [地]は地方卸売市場の、[小]は小規模卸売市場の略である。

## 流 通 圏 別 卸 売 市 場

### (1) 野 菜

年度 流通圏	平成20年度(基準年度)				
	流通圏 人 口	県民1人当 り年間需要量	需 要 量	市 場 流 通 量	市 場 供 給 率
宮崎中部	614,014 人	113.1 kg	69,445 ト	113,953 ト	192.9 %
宮崎北部	253,214		28,639	13,294	46.4
霧島南部	192,861		21,813	26,520	121.6
霧島北部	83,530		9,447	13,754	145.6
合 計	1,143,619		129,343	187,521	145.0

### (2) 果 実

年度 流通圏	平成20年度(基準年度)				
	流通圏 人 口	県民1人当 り年間需要量	需 要 量	市 場 流 通 量	市 場 供 給 率
宮崎中部	614,014 人	40.1 kg	24,622 ト	25,552 ト	103.8 %
宮崎北部	253,214		10,154	6,194	61.0
霧島南部	192,861		7,734	11,956	154.6
霧島北部	83,530		3,350	3,784	113.0
合 計	1,143,619		45,859	47,486	103.5

### (3) 水産物(消費地)

年度 流通圏	平成20年度(基準年度)				
	流通圏 人 口	県民1人当 り年間需要量	需 要 量	市 場 流 通 量	市 場 供 給 率
宮崎中部	614,014 人	31.5 kg	19,341 ト	14,476 ト	74.8 %
宮崎北部	253,214		7,976	3,436	43.1
霧島南部	192,861		6,075	1,491	24.5
霧島北部	83,530		2,631	590	22.4
合 計	1,143,619		36,024	19,993	55.5

### (4) 花 き(切花)

年度 流通圏	平成20年度(基準年度)				
	流通圏 人 口	県民1人当 り年間需要量	需 要 量	市 場 流 通 量	市 場 供 給 率
県内全域	1,143,619 人	48.5 本	55,466 千本	57,168 千本	103.1 %

### (5) 花 き(鉢物)

年度 流通圏	平成20年度(基準年度)				
	流通圏 人 口	県民1人当 り年間需要量	需 要 量	市 場 流 通 量	市 場 供 給 率
県内全域	1,143,619 人	7.0 鉢	8,005 千鉢	8,715 千鉢	108.9 %

## 流 通 の 現 状 と 見 通 し

平成23年度（推計）			平成27年度（推計）		
流通圏人口	県民1人当たり年間需要量	市場流通量	流通圏人口	県民1人当たり年間需要量	市場流通量
605,155 人	114.0 kg	133,071 ト	600,954 人	115.2 kg	133,538 ト
249,547		13,206	236,406		12,642
190,162		26,357	188,199		26,359
82,273		13,655	75,182		12,609
1,127,137		186,288	1,100,741		185,149

平成23年度（推計）			平成27年度（推計）		
流通圏人口	県民1人当たり年間需要量	市場流通量	流通圏人口	県民1人当たり年間需要量	市場流通量
605,155 人	40.5 kg	25,435 ト	600,954 人	40.5 kg	25,258 ト
249,547		6,165	236,406		5,841
190,162		11,906	188,199		11,783
82,273		3,764	75,182		3,440
1,127,137		47,270	1,100,741		46,322

平成23年度（推計）			平成27年度（推計）		
流通圏人口	県民1人当たり年間需要量	市場流通量	流通圏人口	県民1人当たり年間需要量	市場流通量
605,155 人	32.3 kg	14,629 ト	600,954 人	33.3 kg	14,978 ト
249,547		3,472	236,406		3,391
190,162		1,507	188,199		1,538
82,273		596	75,182		561
1,127,137		20,205	1,100,741		20,468

平成23年度（推計）			平成27年度（推計）		
流通圏人口	県民1人当たり年間需要量	市場流通量	流通圏人口	県民1人当たり年間需要量	市場流通量
1,127,137 人	47.9 本	55,653 千本	1,100,741 人	46.9 本	53,866 千本

平成23年度（推計）			平成27年度（推計）		
流通圏人口	県民1人当たり年間需要量	市場流通量	流通圏人口	県民1人当たり年間需要量	市場流通量
1,127,137 人	7.4 鉢	9,082 千鉢	1,100,741 人	7.4 鉢	8,864 千鉢